



令和8年度

公務員経験者枠 選考試験案内

〔令和9年4月採用〕



受験申込・一次試験はWEBで!!



基礎能力検査免除!!



特別な公務員試験対策不要!!

申込受付

令和8年

8月1日(土)午前9時～30日(日)午後5時

※申込方法はインターネットからのWEB申込のみ。

一次試験

令和8年

9月9日(水)～23日(祝・水)

※一次試験は全国のテストセンターで実施します。都合のよい日に受験可能です。

問い合わせ

総務部 総務課 職員係 【〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地】

☎0942-85-3504 ✉ soumu@city.tosu.lg.jp

1 試験区分・採用予定人員・職務内容・受験資格など

申し込むことができる試験区分は1つに限ります。申込完了後の試験区分の変更は、認められません。なお、採用予定者数は変更になることがあります。受験資格がないこと、または選考申込書、職務経歴書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合には、合格を取り消すことがあります。職務に従事した期間や休業等の期間が不明確な場合は必ず任用元に確認してください。

※令和8年度鳥栖市職員採用試験（令和8年10月採用）、令和8年度鳥栖市職員採用選考試験（鳥栖市職員経験者枠）に申し込みが完了した人、及び今回実施の採用試験で申し込みが完了した人は、令和8年度に実施される、鳥栖市職員採用選考試験、鳥栖市職員採用試験における全ての募集区分への申し込み（併願）はできません。

試験区分	採用 予定者数	職務内容	年齢要件	資格等
公務員経験者枠 一般事務	若干名	一般行政事務	昭和56年4月2日から 平成 3年4月1日まで に生まれた人	結婚・出産・育児・介護等のために公務員を退職した人や、 転職により自己実現を図りたい人で、常勤の公務員として 10年以上、一般行政事務の 実務経験を有する人 ※公務員退職時の職種が一般 事務（行政事務）のものに限る
公務員経験者枠 土木	若干名	土木設計 管理業務	昭和56年4月2日から 平成 3年4月1日まで に生まれた人	結婚・出産・育児・介護等のために公務員を退職した人や、 転職により自己実現を図りたい人で、常勤の公務員として 10年以上、土木設計管理業 務の実務経験を有する人 ※公務員退職時の職種が土木 のものに限る
公務員経験者枠 建築	若干名	建築設計 管理業務	昭和56年4月2日から 平成 3年4月1日まで に生まれた人	結婚・出産・育児・介護等のために公務員を退職した人や、 転職により自己実現を図りたい人で、常勤の公務員として 10年以上、建築設計管理業 務の実務経験を有する人 ※公務員退職時の職種が建築 のものに限る

※「常勤の公務員」には臨時的に任用される職員、その他の法律により任期を定めて任用される職員は除きます。

※公務員としての**実務経験年数の基準日は令和8年3月31日**です。

申込日時点で**在職中の方は、基準日の令和8年3月31日現在まで、実務経験が10年以上**あることが必要です。

※休業等（病気休暇、休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、その全期間は実務経験の期間から除きます。ただし、産前産後休暇期間は通算できます。

※職務に従事した期間や休業等の期間が不明確な場合は必ず任用元に確認してください。

最終合格者については職務経験期間や職務内容確認のため、職務経歴証明書等を提出していただきます。

提出書類により受験資格を満たさないことや内容に虚偽があることが判明した場合は、職員として採用される資格を失うことがあります。

(1) 国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、「**9 日本国籍を有しない人の受験資格等**」に記載しています。

(2) 受験資格があっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条に該当する人

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 鳥栖市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験の期日・会場

試験	期日	科目	会場
第1次試験	申込締切日以降 合格発表の日まで	書類選考	—
	令和8年 9月 9日 (水) 令和8年 9月23日 (水)	適性検査 事務能力検査	全国のテストセンター
第2次試験	令和8年10月24日 (土) 令和8年10月25日 (日) 予定	作文試験 面接試験	鳥栖市役所 (予定) ※詳細は第1次試験合格者に別途通知します。
第3次試験	令和8年11月14日 (土) 令和8年11月15日 (日) 予定	面接試験	鳥栖市役所 (予定) ※詳細は第2次試験合格者に別途通知します。

※第1次試験は、書類選考とテストセンター方式で実施します。テストセンター方式とは、設定された受験期間中の都合が良い日時に、都合の良い会場を予約し、パソコンで受験していただくテスト方式です。

3 試験の方法・内容

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者、第3次試験は第2次試験の合格者について行います。

試験	科目	試験の内容	時間
第1次試験	書類選考	提出された選考申込書、職務経歴書を踏まえ職務遂行に必要な適応能力及び適性、受験資格などを審査・選考	—
	適性検査	職員として、必要な適性等を測定する検査	約35分
	事務能力検査	事務職員としての適応性を、正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査	50分
第2次試験	作文試験	表現力・文章構成力・知識等についての筆記試験	60分
	面接試験	職員として適するかどうかについての面接による試験	約20分
第3次試験	面接試験	職員として適するかどうかについての面接による試験	約20分

4 受験手続（受験申込から1次試験（テストセンター）を受験するまで）

インターネットによる申込のみ受け付けます。鳥栖市ホームページ内の公務員経験者枠申込専用サイトリンクからアクセスしてください。持参・郵送その他の方法での申込は受付できませんのでご注意ください。

鳥栖市HP (<http://www.city.tosu.lg.jp>)⇒職員採用⇒職員採用選考試験案内
⇒公務員経験者枠 申込専用サイト

受付期間	<p>令和8年8月1日（土）午前9時から令和8年8月30日（日）午後5時まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。 受付期間中は、24時間いつでも申込可能ですが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。
------	--

事前準備	<p>① パソコン又はスマートフォン ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。 ※PCでの推奨環境…Google Chrome 最新版 ※JavaScriptが使用できる設定であること。</p> <p>② 本人のメールアドレス（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、「city.tosu.lg.jp」、「cbt-s.com」、「bsmrt.biz」のドメインから送付されるメールを受信できるように設定してください。）</p> <p>③ PDFファイルを読むためのAdobe Acrobat Reader等のソフト</p> <p>④ 顔写真のデータ ※最近6か月以内に背景を無地で撮影したもので、無帽、上半身、正面向きの本人と確認できるもの。 ※ファイル形式は、画像(JPG/JPEG)のみとなります。またアップロードできる画像サイズは最大2MBまでです。</p> <p>⑤ 選考申込書、職務経歴書のデータ ※様式は、鳥栖市の試験案内専用ページに掲載しています。ダウンロードし、必要事項を入力し、申込サイト上にデータを添付（アップロード）できるように準備してください。</p>
事前登録	<p>① 鳥栖市のホームページから申込専用サイトにアクセスし、利用規約をお読みいただき、同意のうえ、事前登録画面にお進みください。</p> <p>② 入力画面に従い、氏名、メールアドレス等の必要事項を入力してください。 パスワードは英小文字、英大文字、数字、記号から8字以上32字以内を設定してください。 ※パスワード忘れ等による申込の遅滞については、一切の責任を負いませんので、パスワードは忘れないよう必ず控えておいてください。 ※詳しくは、鳥栖市職員採用ホームページ内に「事前登録から申込完了までの流れ」を掲載しておりますので、ご参照ください。</p>

本登録	<p>① 事前登録したメールアドレス宛に「事前登録完了」のお知らせが送付されているかご確認ください。</p> <p>② 事前登録完了メール本文内の URL にアクセスし、メールに記載された個人 ID と事前登録したパスワードを使用して専用サイトにログインしてください。 ※事前登録時に取得した「個人 ID」と設定した「パスワード」は受験申込等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。</p> <p>③ マイページ内で、受験者情報等を本登録してください。 ※必須項目は必ず入力してください。 ※登録の途中で一時保存することはできません。また、無操作状態によるログアウトにもご注意ください。</p> <p>④ 受験票用の顔写真データをアップロードしてください。</p> <p>⑤ 提出書類（選考申込書、職務経歴書）のデータをアップロードしてください。</p> <p>⑥ 受付完了メールが届きましたら、本登録完了となります。 ※本登録を行う URL にアクセスした際に、「無効な URL です。本登録が既に完了しているか、有効期限が過ぎています。既にアクセスしている方は、こちらからログインしてください。」というメッセージが表示される場合がありますが、本登録の受付完了メールが届いていない場合は、本登録は完了しておりませんのでご注意ください。「既にアクセスしている方は、こちらからログインしてください。」のメッセージ部分から本登録を行う URL に再度アクセスし、必要な情報や顔写真データ、提出書類のデータを登録してください。 申込期間中に申込みが完了しなかった場合は受験できません。 本登録後、24時間以内に完了メールが届かない場合は、申込受付期間中の8時30分から17時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等を除く）に鳥栖市総務課職員係へ電話にてお問い合わせください。</p>
試験 予約方法	<p>① 本登録完了後に、受験案内メールを受信 受付期間終了後に、登録されたメールアドレスへ受験案内メールを送信します。 受験案内メールは登録されたメールアドレスへ9月3日（木）までに配信を予定しています。受験案内メールが届かない場合は、鳥栖市総務課職員係までお問い合わせください。</p> <p>② メールに記載されている URL からマイページにログインし、第1次試験の日時と会場を予約してください。 ※一度行った受験予約は選択した受験日の前日14時まで変更することができますが、それ以降の変更はできません。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできませんのでご注意ください。 ※使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、本市では一切責任を負いません。</p>
1次試験 (テスト センター)	<p>① 予約した日時に会場へ</p> <p>② 受付書類の記入と本人確認を受け、荷物をロッカーに預ける</p> <p>③ 各会場の試験官の指示に従い、受験してください。 ※受験当日は顔写真付きの身分証明書（免許証等）を携行してください。</p>

5 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

第1次試験合格者は、提出された選考申込書、職務経歴書を踏まえ職務遂行に必要な適応能力及び適性、受験資格などを審査・選考します。ただし、適性検査及び事務能力検査の検査結果が一定の基準に満たない場合は、不合格とします。

(2) 第2次試験

第2次試験合格者は、第2次試験（面接試験及び作文試験）の得点を合計した得点の高点順に決定します。

(3) 第3次試験

第3次試験合格者（最終合格者）は、第3次試験（面接試験）の得点の高点順に決定します。また、受験資格の有無、申込記載事項の真否等について調査します。

6 合格者発表

試 験	期 日	方 法
第 1 次 試 験	令和8年10月上旬	1 合格者にのみ採用管理システムのマイページに通知します。
第 2 次 試 験	令和8年11月上旬	2 合格者の受験番号を本市ホームページに掲載します。
最 終	令和8年11月下旬	3 合否について電話での問い合わせにはお答えしません。

7 最終合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとの成績順に採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 採用予定時期は、原則、令和9年4月1日です。なお、採用候補者名簿に登載された方すべてが採用されるとは限りませんのでご注意ください。また、この名簿の有効期限は、令和10年3月31日までとします。
- (3) **最終合格者については職務経歴証明書等を提出していただきます。**提出書類により受験資格を満たさないことや内容に虚偽があることが判明した場合は、職員として採用される資格を失うことがあります。

8 給与及び職位

給料月額、職務経歴及び採用された場合の職位を勘案して決定します。このほか、扶養、住居、通勤、期末、勤勉、時間外勤務などの諸手当が条例規則により支給されます。

採用時の職位は、条例規則により、選考結果を踏まえて決定します。

9 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

① 次のいずれかに該当する人

- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

② 就職が制限される在留資格の人は受験できません。

(2) 試験の方法及び内容

試験における筆記試験、作文試験、面接試験等はすべて日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答もすべて日本語でさせていただきます。

(3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

10 試験結果の開示

試験の結果は、受験者本人に限り開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求はできません。

受験者本人であることを証明する書類（マイナンバーカード等）を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、総務課職員係に直接おいでください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）

※第1次試験の書類選考は開示の対象外とします。試験結果の開示は、口頭で行います。

試験区分	開示内容	開示請求できる期間
第1次試験	第1次試験の順位及び不合格基準該当の試験科目	第1次試験合格発表日から1か月間
第2次試験	第2次試験の総合得点及び順位	第2次試験合格発表日から1か月間
第3次試験	総合順位	最終合格発表日から1か月間

11 職員採用に関するQ&A

Q 受験に際して、性別や年齢、出身地によって有利・不利になることはありますか？

A 性別や年齢、市内・市外の出身地の別などによって有利・不利になることはありません。

Q 複数の試験区分に申し込むことはできますか？

A 1回の試験で複数の試験区分に申し込むことはできません。
また、申込を受理した後に受験する試験区分を変更することはできません。

Q 試験はどのような服装で受験すればいいですか？

A 服装は特に指定していません。テストセンターでの第1次試験は普段着、第2次試験及び第3次試験は、スーツ・制服などで受験される方が多いです。

Q 試験結果の開示は、マイナンバーカード以外の本人確認書類でも請求できますか。

A マイナンバーカードを保有されていない方は、免許証等の本人確認書類があれば開示請求できます。

12 問い合わせ先・試験案内請求先

鳥栖市役所 総務部 総務課 職員係

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

TEL (0942)-85-3504 FAX (0942)-82-1994

E-mail : soumu@city.tosu.lg.jp